

刑事施設

< 刑務所・刑務支所 >

札幌	090-8751-5308	岡崎医療刑務所	
札幌（支）	090-8751-5313		090-5226-8784
旭川	0166-57-8660	名古屋	090-9108-4386
帯広	0155-47-5170	豊橋（支）	080-4174-0795
釧路（支）	0154-41-0223	三重	059-229-3533
網走	090-5958-9166	京都	075-502-4188
月形	080-2477-5430	大阪	080-4330-0534
函館(少年)	0138-52-8567	西日本成人矯正医療センター	
青森	090-3366-4249		072-228-0185
宮城	022-286-0850	神戸	090-9250-0694
秋田	018-866-2510	加古川	079-451-9221
山形	090-2665-5159	播磨（セ）	079-438-9779
福島	024-558-5070	和歌山	073-471-5700
福島（支）	024-558-5040	姫路(少年)	079-292-0353
盛岡(少年)	019-662-0507	鳥取	0857-53-4202
水戸	029-272-1870	松江	080-1481-6676
栃木	0282-28-0502	島根（セ）	0855-45-0015
喜連川(セ)	028-686-3121	岡山	086-206-1033
前橋	027-223-5277	広島	090-7652-1284
千葉	043-234-9123	尾道（支）	090-7025-9006
市原	0436-36-1190	山口	080-2659-1832
東日本成人矯正医療センター		岩国	090-8609-1092
	042-542-0328	美祢（セ）	080-5984-2900
府中	042-330-0023	徳島	088-644-3810
横浜	045-843-3100	高松	087-821-2030
横須賀(支)	046-843-2030	松山	089-955-1701
新潟	090-5325-1099	西条（支）	0897-55-6811
甲府	055-241-6211	高知	088-866-5450
長野	026-245-5111	北九州医療刑務所	
静岡	054-298-6150		093-963-8168
川越(少年)	049-242-0222	福岡	092-932-1890
市原青年矯正センター		麓	0942-82-2150
	0436-37-7019	長崎	0957-24-2800
松本(少年)	0263-32-5035	熊本	096-364-3178
富山	080-5097-6401	大分	097-543-2323
金沢	076-231-4306	鹿児島	0995-75-3121
福井	080-2949-1563	沖縄	098-963-8116
岐阜	080-4099-1060	八重山(支)	0980-87-0036
笠松	090-7774-2551	佐賀(少年)	0952-24-3310

－：刑務所
（支）：刑務支所
（少年）：少年刑務所
（セ）：社会復帰促進センター

< 拘置所 >

東京	03-3602-7003	大阪	06-6921-0580
立川	042-540-4442	神戸	078-741-2200
名古屋	090-3495-5340	広島	090-6311-4108
京都	075-681-0510	福岡	092-822-7477

少年院

北海少年院	0123-29-6533
紫明女子学院	0123-29-6532
盛岡少年院	019-643-0234
東北少年院	022-285-8568
青葉女子学園	022-286-5003
茨城農芸学院	029-875-1711
水府学院	029-297-1661
喜連川少年院	028-686-3022
赤城少年院	027-284-9090
榛名女子学園	0279-26-3767
八街少年院	043-445-5760
多摩少年院	042-627-2532
東日本少年矯正医療・教育センター	

	042-542-0024
愛光女子学園	03-3480-5810
久里浜少年院	046-876-6125
新潟少年学院	090-7358-8423
有明高原寮	080-8037-5055
駿府学園	054-296-7350
湖南学院	080-3569-3209
瀬戸少年院	080-5111-3195
愛知少年院	090-1271-8916
宮川医療少年院	0596-33-0047
京都医療少年院	0774-31-5125
浪速少年院	072-643-5071
交野女子学院	072-891-1141
和泉学園	072-476-5234
泉南学寮	072-476-5062
加古川学園	079-438-1555
播磨学園	079-438-1566
奈良少年院	0742-45-1850
岡山少年院	086-282-1130
広島少年院	082-429-1056
貴船原少女苑	082-429-0540
丸亀少女の家	0877-22-9225
四国少年院	0877-64-2866
筑紫少女苑	092-692-8186
福岡少年院	092-555-2210
人吉農芸学院	0966-38-5964
中津少年学院	0979-32-4811
大分少年院	0974-27-5697
沖縄少年院	098-997-5130
沖縄女子学園	098-997-5131

刑の執行段階等における 被害者等の心情等の 聴取・伝達制度

法務省矯正局

矯正管区

北海道矯正管区	011-787-1391
東北矯正管区	022-286-0750
関東矯正管区	048-854-8850
中部矯正管区	052-971-6400
近畿矯正管区	06-6941-7722
中国矯正管区	082-223-8179
四国矯正管区	087-811-9266
九州矯正管区	092-681-9598

少年鑑別所

札幌	011-787-3294	富山（支）	080-5883-7952
函館（支）	0138-56-6333	福井（支）	080-9535-3082
釧路（支）	0154-41-0226	津	080-2647-2655
旭川	0166-39-2309	大津	090-4985-5077
青森	017-773-1233	京都	075-751-7170
仙台	022-354-0508	大阪	072-223-7015
盛岡（支）	019-643-5123	神戸	078-362-7977
山形（支）	023-666-8131	奈良	080-7728-7906
秋田	018-862-1110	和歌山	090-4834-0779
福島	024-559-4321	松江	0852-61-3960
水戸	090-3039-9879	岡山	086-281-1173
宇都宮	028-648-0253	広島	082-243-8560
前橋	027-232-3755	鳥取（支）	0857-23-4449
さいたま	080-5978-2732	山口	083-922-2667
千葉	043-253-5020	徳島	088-652-1711
東京	03-6909-7175	高松	087-834-1790
東京西	042-542-0304	松山	089-953-0511
（東京西法務少年支援セン		高知	088-856-7109
ター）		福岡	092-551-2876
横浜	045-353-5022	小倉（支）	093-964-3123
新潟	025-333-5432	佐賀	090-4350-6896
甲府	090-2356-4346	長崎	095-846-5700
長野	026-262-1083	熊本	096-247-8780
静岡	090-1570-8122	大分	097-534-7580
金沢	090-3378-7263	宮崎	0985-32-5000
岐阜	058-233-1600	鹿児島	099-254-7810
名古屋	080-5944-5671	那覇	098-862-7806

－：少年鑑別所
（支）：少年鑑別支所



矯正管区・矯正施設の連絡先は
こちらから御確認いただけます。

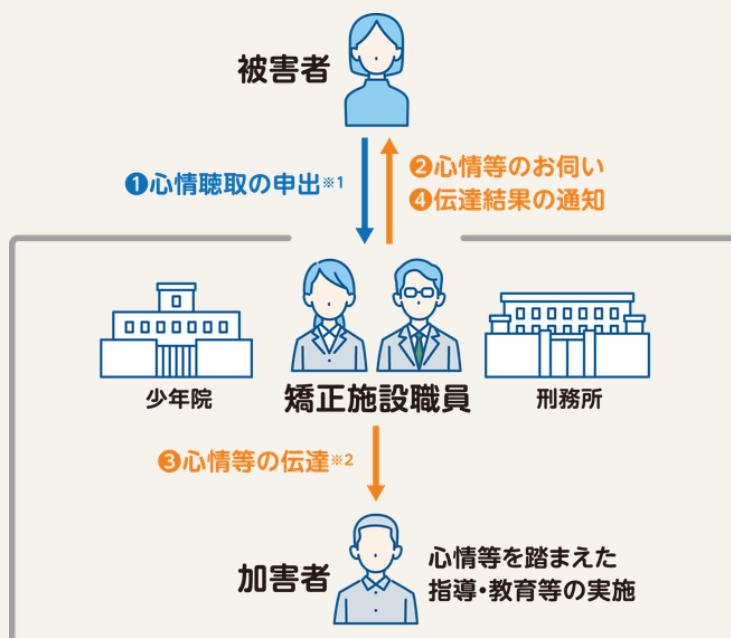
<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/contact.html>

制度概要・利用方法

概要

被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、これを受刑中・在院中の加害者に伝えます。

加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。



※1 申出は、全国の矯正管区・矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所）で可能です。

※2 御希望があれば行います。

心情等の聴取・伝達制度のホームページはこちら →

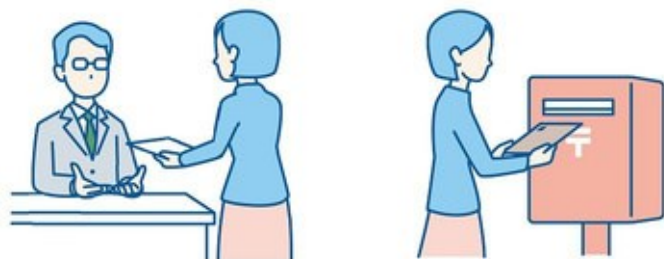


利用方法（申出からの流れ）

①申出書の提出

任意の矯正管区・矯正施設に来庁又は郵送により、申出書を提出していただきます。

※ 加害者が受刑中又は在院中にのみ申出することができます。



受付

申出書の受付の際は、御本人であることを確認させていただくため、マイナンバーカード、運転免許証等が必要となります。

※ 郵送で申出をされる場合、写しを同封していただきます。

※ 御本人以外の方が申出をされる場合、他に必要書類がありますので、お問合せください。

聴取日時等の通知

申出の受理手続きが完了しましたら、心情等をお伺いする日時・場所等を電話等により調整させていただき、書面にてお知らせします。



②心情等のお伺い

刑事施設、少年院に配置されている専任の職員（「被害者担当官」といいます。）が心情等をお伺いし、その内容を記載した書面を作成します。事件の性質、加害者との関係等の事情によっては、聴取することができない場合もあります。



③心情等の伝達

御希望がある場合、心情等の内容を記載した書面を、加害者の面前で読み上げて伝達します^(※)

お伺いした心情等は、加害者の状況、事件の性質等の事情によっては、その全部又はその一部を伝達することができない場合もあります。

※ 少年院では、加害者へ伝達する際、加害者の保護者等が同席する場合があります。



④伝達結果の通知

お伺いした心情等を加害者に伝達した年月日や内容について、書面でお知らせします。

御希望に応じ、伝達の際に加害者が述べたことなどを併せてお知らせすることもできます。



制度に関するQ&A

Q. どのような方が制度を利用できるのですか。

A. ①加害者が刑又は保護処分を言い渡される理由となった犯罪等により被害を受けた方、②被害を受けた方の法定代理人、③被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な故障（病気やけがなど）がある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹の方です。

Q. 申出書の様式はどこにあるのですか。

A. 本制度のホームページ（リンク先を御参照ください。）に様式を掲載しています。また、最寄りの矯正管区・矯正施設にお越しいた際に記入いただくことも可能です。

Q. 加害者がどの施設にいるか分からなくても利用できるのですか。

A. 加害者の収容施設が分からなくても、制度を利用することは可能です。最寄りの矯正管区・矯正施設に御相談ください。なお、加害者の収容施設や処遇状況等については、被害者等通知制度（リンク先を御参照ください。）を御利用いただくことにより、知ることができます。

Q. 聴取の際は、矯正施設まで行かなくてはならないのですか。

A. 一定の場合には、心情等を記載した書面の提出も可能ですが、お気持ちをより正確に伝えていただくためにも、最寄りの矯正管区・矯正施設にお越しいたき、直接お話されることをお勧めします。なお、お越しいたき場合は、所定の交通費をお支払いすることができます。

Q. 聴取の際に第三者の同席は可能ですか。

A. 一定の条件の下、可能となる場合がありますので、御親族や被害者支援団体の職員等の同席を特に希望される場合は、あらかじめ御相談ください。

被害者等通知制度のホームページはこちら →



（有罪裁判確定後） （少年審判後）